

三重県建設工事設計変更要領

(目的)

第1条 本来、建設工事は当初の契約図書に基づいて施工すべきものであるが、やむを得ない事情により契約図書と差異が生じ、設計変更並びにそれに伴う変更契約等を行うにあたり必要な事項を定め、もって適正な業務の執行を確保することを目的とする。

(適用)

第2条 この要領は三重県が行う建設工事（三重県建設工事執行規則第2条に基づき、建設業法第2条第1項に規定する建設工事並びに測量、調査、設計及び製造をいう。）に適用する。

ただし、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」に規定する工事又は製造には適用しない。

(用語の定義)

第3条 この要領で次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「設計変更」 当初の契約における設計図書を、発注者が、指示等をした内容及び設計図書の変更の対象となることを認めた内容に基づき、発注者が変更することをいう。（第4条第1項）
- (2) 「変更契約」 設計変更等に伴う請負代金額の変更又は工期の変更の決定に基づき契約の変更を行うことをいう。（建設工事契約書第24条から第26条まで、第57条のうち公共工事設計労務単価に係る特例措置及び設計業務等委託契約書第24条、第25条、第51条のうち設計業務委託等技術者単価に係る特例措置）
- (3) 「追加工事」 工事区間内で工事目的を追加して施工すること及び工事区間外に延長して工事を追加することをいう。
- (4) 「競争入札審査会」 発注機関の競争入札審査会をいう。

(設計変更の適用基準)

第4条 設計変更が適用できる基準は次の各号に定めるところによる。なお、設計変更はやむを得ないものに限るものとする。

- (1) 建設工事請負契約書第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第23条、第31条、第44条、第57条に基づくもの。
- (2) 設計業務等委託契約書第8条、第17条から第23条まで、第30条、第39条、第51条に基づくもの。

2 追加工事は原則として別途契約とする。

ただし、現に契約中の建設工事の目的、効用を著しく変えることなく、かつ当該建設工事と分離して契約することが不適切な場合は、設計変更で処理してやむを得ないものとする。

(設計変更の範囲)

第5条 設計変更により処理できる範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 設計変更により増額される金額が当初請負代金額の30%未満かつ3,000万

円未満の増額の場合。

ただし、当初請負代金額の30%が100万円に満たない場合は100万円まで増額できる。

- (2) 前号の範囲を超える場合であって、現に契約中の建設工事と分離して施工することが困難な場合で様式1により本庁事業課長と協議が整った場合。
 - (3) 用地測量、地質・土質調査、建物・地盤変動影響調査、用地調査点検等技術業務及び用地補償総合技術業務については、やむを得ない理由がある場合には本条本項第1号及び第6条第4項は適用しない。
 - (4) 設計変更により減額する場合。
- 2 前項以外は原則として別途契約とする。

(変更契約の手続き)

第6条 設計変更が生じた時は、その都度、遅滞なく変更契約を行うものとする。

- 2 前項の処理を行う場合は、三重県建設工事執行要領第9号様式により行う。
- 3 当初請負代金額（本項において、当該変更契約までに変更契約を締結している場合は「当初請負代金額」を「直近の変更請負代金額」に読み替える。）から250万円以上の契約金額の変更を行った場合は、変更契約締結後、様式6により競争入札審査会に報告するものとする。

なお、様式6に代えて、変更施工伺の写しと変更理由書（様式4）及び変更契約書鏡の写しにより報告できるものとする。

- 4 当初請負代金額の30%以上又は2,000万円以上の増額変更を行おうとする場合は、様式5により競争入札審査会にその適否を諮るものとする。この場合、前項の報告は不要とする。
- 5 前2項において、建設工事契約書第26条、第57条のうち公共工事設計労務単価に係る特例措置及び設計業務等委託契約書第51条のうち設計業務委託等技術者単価に係る特例措置については対象外とする。

(軽微な設計変更)

第7条 設計変更のうち軽微なもの（以下「軽微な設計変更」という。）については、前条第1項にかかわらず、次項の範囲内において、本条第3項の手続きを行ったうえで、変更契約を工期末（債務負担行為に基づく建設工事にあっては各会計年度末及び工期末）までにまとめて行うことができる。

- 2 軽微な設計変更とは、当該建設工事の基本的な内容に重大な影響を及ぼさないもので、変更見込金額又は変更見込金額の合計額が、当初請負代金額（本項において、当該軽微な設計変更までに変更契約を締結している場合は「当初請負代金額」を「直近の変更請負代金額」に読み替える。）の10%未満かつ1,000万円未満の場合とする。

ただし、当初請負代金額の10%が100万円に満たない場合は100万円までとすることができる。

- 3 軽微な設計変更が生じた場合、その都度、様式2により当該建設工事が室長決裁に係るものは室長、所長又は本庁部長決裁に係るものについては所長の決裁を受けた後、様式3により受注者へ通知するものとする。
- 4 工期の変更は、軽微な設計変更の対象外とする。

(設計変更による追加工事)

第8条 第4条第2項のただし書きにより、やむを得ず設計変更により追加工事を行おうとする場合は次の各号によるものとする。

- (1) 追加工事にかかる工事費の合計が250万円以上の場合は、様式5により競争入札審査会にその適否を諮る。この場合、第6条第3項の報告は不要とする。
- (2) 本庁部長決裁に係る建設工事について、前号に規定する追加工事を行おうとする場合は、様式5-1により速やかに本庁事業課長に報告を行うものとする。
- (3) 追加工事にかかる工事費の合計が250万円未満の場合は、変更契約締結後、第6条第3項の規定を準用し競争入札審査会に報告を行う。

(変更請負代金額の算定)

第9条 変更請負代金額は、変更設計額に当初請負比率を乗じて算定する。

(設計変更図書の作成)

第10条 設計変更に伴う設計変更図書の作成については、次の各号による。

(1) 設計変更図書は以下の通りとする。

- ① 工事変更施行伺い
- ② 工事変更設計書
- ③ 積算情報
- ④ 新請負金額算出表
- ⑤ 諸経費情報
- ⑥ 設計内訳書
- ⑦ 一式当たり内訳書
- ⑧ 1次単価表
- ⑨ 参考資料
- ⑩ 図面

なお、②④⑥⑦⑧については、新旧対照とする。

(2) 変更設計書には変更理由書(様式4)を添付し、変更理由は次の順序に箇条書きにより記載するものとする。

- ① 大きい構造の変更理由及び処置
- ② 大きい数量の変更理由及び処置
- ③ 工期延長等の理由
- ④ 些細な構造、数量の変更理由

附 則

- 1 この三重県建設工事設計変更要領は、平成18年4月1日以降の契約に係るもの及び設計変更の手続き行うものから適用する。
- 2 三重県建設工事設計変更要領(平成14年6月1日)は、平成18年4月1日以降廃止する。

附 則

- 1 この三重県建設工事設計変更要領は、平成24年1月4日以降の契約に係るもの及

び設計変更の手続きを行うものから適用する。

附 則

- 1 この三重県建設工事設計変更要領は、平成26年4月1日以降の契約に係るもの及び設計変更の手続きを行うものから適用する。

附 則

- 1 この三重県建設工事設計変更要領は、平成27年4月1日以降の契約に係るもの及び設計変更の手続きを行うものから適用する。

附 則

- 1 この三重県建設工事設計変更要領は、令和3年4月1日以降の契約に係るもの及び設計変更の手続きを行うものから適用する。

附 則

- 1 この三重県建設工事設計変更要領は、令和4年4月1日以降の契約に係るもの及び設計変更の手続きを行うものから適用する。

附 則

- 1 この三重県建設工事設計変更要領は、令和5年2月1日以降の契約に係るもの及び設計変更の手続きを行うものから適用する。

附 則

- 1 この三重県建設工事設計変更要領は、令和6年7月1日以降の起案に係るものから適用する。

設計変更協議書				
施行番号				
工事番号				
工事名				
工事場所				
受注者		工期	当初	
			変更	
当初設計額 (うち消費税及び 地方消費税の額)	(円 円)	当初請負代金額 (うち消費税及び 地方消費税の額)	(円 円)	
変更設計額 (うち消費税及び 地方消費税の額)	(円 円)	変更請負代金額 (うち消費税及び 地方消費税の額)	(円 円)	
適用基準				
設計変更の内容				
協議事項				
上記のとおり設計変更を協議します。				
		令和 年 月 日		
(発注機関)		所 長	氏 名	
上記の協議について下記のとおり回答します。				
		令和 年 月 日		
(本 庁)		課 長	氏 名	
指示事項等				

- 【注】(1) この様式は、三重県建設工事設計変更要領第5条第1項第2号により発注機関から本庁事業課長に協議する場合に使用する。
- (2) 本協議書は、2部作成し1部を本庁事業課長へ提出する。
- (3) 発注機関の所長、本庁の事業課長の氏名欄は署名とする。
- (4) 設計額、請負代金額は建設工事契約書第26条、57条のうち公共工事設計労務単価に係る特例措置及び設計業務等委託契約書第51条のうち設計業務委託等技術者単価に係る特例措置にかかるものを除く。
- (5) 当様式で定める事項について追加事項が必要となった場合は事項を追加することができるものとする。

軽微な設計変更伺い

発注機関名		室名・課名	
起案日	年 月 日	起案者職氏名	

下記の建設工事について、三重県建設工事設計変更要領第7条の規定に基づき、軽微な設計変更として受注者へ通知してよろしいか。(第 回)

当初請負代金額(A) (うち消費税及び地方消費税の額)	(円)
直近の変更請負代金額(B) (うち消費税及び地方消費税の額)	(円)
回数	概算増減額	累積概算増減額(C)	当初請負代金額(直近の変更請負代金額)に対する比率C/A(C/B)
第1回	円	円	%
第2回	円	円	%
第3回	円	円	%

記

施行番号			
工事番号			
工事名			
工事場所			
受注者		工期	当初
			変更
適用基準			
設計変更の内容			

- 【注】(1) 累積概算増減額(C)は1,000万円未満、かつ当初請負代金額(直近の変更請負代金額)に対する比率C/A(C/B)が10%未満に限る。
 ただし、当初請負代金額(直近の変更請負代金額)の10%が100万円に満たない場合は100万円までとする。
- (2) 適宜、図面等の資料を添付する。
- (3) 決裁は、決裁区分に従い行う。ただし、本庁部長決裁に係るものは所長とする。
- (4) 当様式で定める事項について追加事項が必要となった場合は事項を追加することができるものとする。

軽微な設計変更通知書

第 号
令和 年 月 日

受注者 様

所長 印

軽微な設計変更の通知について(第 回)

下記の建設工事について、三重県建設工事設計変更要領第7条の規定に基づき、設計変更することを通知します。

なお、請負代金額の変更契約は、後日集約のうえ行います。

記

施行番号			
工事番号			
工事名			
工事場所			
設計変更による概算増加(減少)額 (うち消費税及び地方消費税の額)	(円 円)	工期

設計変更の内容

Design change content area (intentionally blank in the image).

様式4

変 更 理 由 書							
当初請負 代金額	円	変更請負 代金額	円	変更 増減額	円	変更 増減率	
※()内は【注】(3)にかかるものを除いた額			(-)	※()内は【注】(3)にかかるものを除いた額		(-)	(-)
※チェックは【注】(3)にかかるものを除いた額について行う						適用基準	
チェック欄 <input type="checkbox"/> 3割以上である <input type="checkbox"/> 100万円以上である <input type="checkbox"/> 2,000万円以上 <input type="checkbox"/> 3,000万円以上							
変更理由は次の順序で箇条書きにより記載してください。 (1)大きい構造の変更理由及び処置 (2)大きい数量の変更理由及び処置 (3)工期延長等の理由 (4)些細な構造、数量の変更理由							

- 【注】(1) 変更理由は、箇条書きで簡略に記載する。
 (2) 適用基準欄に「三重県建設工事設計変更要領」第4条(設計変更の適用基準)第1項に規定する建設工事請負契約書条項又は設計業務等委託契約書条項を記入する。
 (3) 適用基準欄には建設工事契約書第26条、57条のうち公共工事設計労務単価に係る特例措置及び設計業務等委託契約書第51条のうち設計業務委託等技術者単価に係る特例措置についても記入する。
 (4) (3)の条項にかかる変更請負代金増減額を除いた変更請負代金額、変更増減額及び変更増減率も記入するものとする。

追加工事(工事変更)施行伺い

下記の建設工事において、三重県建設工事設計変更要領
 第4条第2項ただし書きの追加工事で第8条第1項第1号に該当する工事
 (第6条第4項の規定に該当する工事)
 を施行したいので、理由を添えて伺います。

令和 年 月 日

課長

記

施行番号			
工事番号			
工事名			
工事場所			
工期	当初	～	
	変更	～	
受注者			
当初請負代金額 <small>(うち消費税及び地方消費税の額)</small>	()		円 円)
変更請負代金額 <small>(うち消費税及び地方消費税の額)</small>	()		円 円)
うち追加工事分 <small>(うち消費税及び地方消費税の額)</small>	()		円 円)
追加工事(設計変更)の内容			
施行理由			

※施行理由には別途契約できない理由も記載すること。
 ※設計額、請負代金額は建設工事契約書第26条、57条のうち公共工事設計労務単価に係る特例措置及び設計業務等委託契約書第51条のうち設計業務委託等技術者単価に係る特例措置にかかるものを除く。
 ※当様式で定める事項について追加事項が必要となった場合は事項を追加することができるものとする。

競争入札審査会確認欄

所長	室長	室長	室長	課長	課長	課長	課長	課長	課長	課長	課長

上記建設工事の施行を認める。

令和 年 月 日

会長

(本庁事業課長) 様

(所長)

追加工事の施行について（報告）

下記の建設工事において、三重県建設工事設計変更要領第4条第2項ただし書きの追加工事で第8条第1項第1号に該当する工事を施行したいので、同要領第8条第1項第2号の規定により理由を添えて報告します。

記

施行番号			
工事番号			
工事名			
工事場所			
工期	当初	～	
	変更	～	
受注者			
当初請負代金額 <small>(うち消費税及び地方消費税の額)</small>		(円 円)
変更請負代金額 <small>(うち消費税及び地方消費税の額)</small>		(円 円)
うち追加工事分 <small>(うち消費税及び地方消費税の額)</small>		(円 円)
追加工事の内容			
施行理由			

※施行理由には別途契約できない理由も記載すること。
 ※設計額、請負代金額は建設工事契約書第26条、57条のうち公共工事設計労務単価に係る特例措置及び設計業務等委託契約書第51条のうち設計業務委託等技術者単価に係る特例措置にかかるものを除く。
 ※当様式で定める事項について追加事項が必要となった場合は事項を追加することができるものとする。

様式6

変更契約の締結について(報告)

下記のとおり変更契約を締結したので報告します。

変更契約一覧表

期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日

室名・課名

施行番号	工事番号・工事名	工事場所	受注者	工 期		当初請負代金額 (直近の変更請 負代金額)	変更請負 代金額	変更増減額 (2,000万円未 満)	増減率 (30%未満)	変更概要	変更理由	適用 基準
				当初 変更	～ ～							
				当初 変更	～ ～							
				当初 変更	～ ～							
				当初 変更	～ ～							
				当初 変更	～ ～							
				当初 変更	～ ～							
				当初 変更	～ ～							
				当初 変更	～ ～							
				当初 変更	～ ～							
				当初 変更	～ ～							
				当初 変更	～ ～							
				当初 変更	～ ～							
				当初 変更	～ ～							

※設計額、請負代金額は建設工事契約書第26条、57条のうち公共工事設計労務単価に係る特例措置及び設計業務等委託契約書第51条のうち設計業務委託等技術者単価に係る特例措置にかかるものを除く。
 ※当様式で定める事項について追加事項が必要となった場合は事項を追加することができるものとする。

設計変更にかかる手続き一覧表

1. 設計変更 増額に係るもの

当初請負代金額に 対する変更金額の割合	適用	変更金額 (請負金額ベース)	変更契約締結前		受注者向け (様式)	変更契約締結後	
			競争 審査会 (様式)	本庁 事業課 (様式)		競争 審査会 (様式)	本庁 事業課 (様式)
30%未満	—	250万円未満	—	—	変更契約時協議 (変更契約書)	—	—
	かつ	250万円以上 2,000万円未満	—	—	変更契約時協議 (変更契約書)	報告 (様式6)	—
	かつ	2,000万円以上	諮る (様式5)	—	変更契約時協議 (変更契約書)	—	—
30%以上 (当初請負代金の30%が 100万円未満の場合) 30%以上	または	3,000万円以上	諮る (様式5)	協議 (様式1)	変更契約時協議 (変更契約書)	—	—
	かつ	100万円以上					
	かつ	100万円未満	—	変更契約時協議 (変更契約書)	—	—	

減額に係るもの

当初請負代金額に 対する変更金額の割合	適用	変更金額 (請負金額ベース)	変更契約締結前		受注者向け (様式)	変更契約締結後	
			競争 審査会 (様式)	本庁 事業課 (様式)		競争 審査会 (様式)	本庁 事業課 (様式)
—	—	250万円以上	—	—	変更契約時協議 (変更契約書)	報告 (様式6)	—

2. 追加工事

当初請負代金額 (直近の変更請負代金額) に対する変更金額の割合	適用	追加工事金額 (請負金額ベース)	変更契約締結前		受注者向け (様式)	変更契約締結後	
			競争 審査会 (様式)	本庁 事業課 (様式)		競争 審査会 (様式)	本庁 事業課 (様式)
—	—	250万円未満	—	—	変更契約時協議 (変更契約書)	報告 (様式6)	—
—	—	250万円以上	諮る (様式5)	—	変更契約時協議 (変更契約書)	—	報告※ (様式5-1)

※ただし、本庁決裁に係るもの

3. 軽微な変更

当初請負代金額 (直近の変更請負代金額) に対する変更金額の割合	適用	変更見込金額 (請負金額ベース)	変更契約締結前		受注者向け (様式)	変更契約締結後	
			競争 審査会 (様式)	本庁 事業課 (様式)		競争 審査会 (様式)	本庁 事業課 (様式)
10%未満	かつ	1,000万円未満	—	—	軽微な設計変更伺い (様式2)で決裁後、 軽微な設計変更通知書 (様式3)にて受注者に 通知	—	—
(当初請負代金の10%が 100万円未満の場合) 10%以上	かつ	100万円未満					

設計変更協議書				
施行番号				
工事番号				
工事名				
工事場所				
受注者		工期	当初	
			変更	
当初設計額 (うち消費税及び 地方消費税の額)	() 円 () 円	当初請負代金額 (うち消費税及び 地方消費税の額)	() 円 () 円	
変更設計額 (うち消費税及び 地方消費税の額)	() 円 () 円	変更請負代金額 (うち消費税及び 地方消費税の額)	() 円 () 円	
適用基準				
設計変更の内容				
協議事項				
上記のとおり設計変更を協議します。				
			令和	年 月 日
(発注機関)			所長	氏名
上記の協議について下記のとおり回答します。				
(本 庁)	下記のとおりと記載しているにも関わらず、本庁事業課長名だけ記載するのでは、意味が通じませんので指示事項等の欄に協		令和	年 月 日
			課長	氏名
指示事項等				
協議事項について同意します。				

- 【注】(1) この様式は、三重県建設工事設計変更要領第5条第1項第2号により発注機関から本庁事業課長に協議する場合に使用する。
- (2) 本協議書は、2部作成し1部を本庁事業課長へ提出する。
- (3) 発注機関の所長、本庁の事業課長の氏名欄は署名とする。
- (4) 設計額、請負代金額は建設工事契約書第26条、57条のうち公共工事設計労務単価に係る特例措置及び設計業務等委託契約書第51条のうち設計業務委託等技術者単価に係る特例措置にかかるものを除く。
- (5) 当様式で定める事項について追加事項が必要となった場合は事項を追加することができるものとする。